

議案第 39 号

周南市都市公園移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

周南市都市公園移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月19日 提出

周南市長 藤井律子

周南市都市公園移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

周南市都市公園移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成24年周南市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(参考)

周南市都市公園移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例新旧対照表

| 現行   | 改正案  |
|--|--|
| <p>(園路及び広場)</p> <p>第3条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、政令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び政令<u>第21条第2項第1号</u>に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>(7) (略)</p> | <p>(園路及び広場)</p> <p>第3条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、政令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び政令<u>第22条第2項第1号</u>に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>(7) (略)</p> |